

相談支援作業部会設置要領

令和6年7月19日
6葛福く第49号
福祉部長決裁

(設置)

第1条 葛飾区くらしのまるごと相談事業推進庁内検討会設置要綱（令和5年6月12日付け5葛福く第24号福祉部長決裁。以下「要綱」という。）第6条の規定に基づき、相談支援作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 各分野の相談窓口等におけるアセスメントの向上に関する事項
- (2) 相談関係機関の連携支援に関する事項
- (3) 地域資源及び支援策の検討に関する事項
- (4) その他相談支援に関し必要な事項

(組織)

第3条 作業部会は、別表に定める者をもって組織する。

(部会長及び副部会長)

第4条 作業部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、福祉部くらしのまるごと相談課長の職にある者をもって充てる。
- 3 副部会長は、健康部青戸保健センター所長の職にある者及び児童相談部子ども家庭支援課長の職にある者をもって充てる。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(作業部会)

第5条 作業部会は、部会長が招集する。

- 2 作業部会は、必要があると認めるときは、会員以外の者を作業部会に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は会員以外の者から資料の提出を求めることができる。
- 3 部会長は、作業部会で検討した結果及び意見を葛飾区くらしのまるごと相談事業推進庁内検討会に報告する。

(非公開)

第6条 作業部会は、非公開とする。

(庶務)

第7条 作業部会の庶務は、福祉部くらしのまるごと相談課において処理する。

(委任)

第8条 この要領に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は、福祉部くらしのまるごと相談課長が別に定める。

付 則

この要領は、令和6年7月19日から施行する。

別表（第3条関係）

福祉部くらしのまるごと相談課職員
福祉部高齢者支援課職員
福祉部障害福祉課職員
福祉部西生活課職員
福祉部東生活課職員
健康部青戸保健センター職員
健康部金町保健センター職員
子育て支援部子育て応援課職員
児童相談部児童相談課職員
児童相談部子ども家庭支援課職員
教育委員会事務局総合教育センター教育支援課職員